

一般健康診断の項目一覧表

健診項目		雇入れ時	定期健康診断	特定業務従事者
診察等	①問診（既往歴及び業務歴の調査）	○	○	○
	（喫煙歴及び服薬歴）	注1	注1	注1
	②自覚症状及び他覚症状の有無の検査	○	○	○
	③身体測定（身長）	○	●1	●1
	③身体測定（体重）	○	○	○
	③身体測定（腹囲）	○	●2注2	●2注2
	③視力	○	○	○
	③聴力（1,000Hz及び4,000Hz）	○	注3	注5
	④胸部エックス線検査	○	●3	注6
	④喀痰検査	なし	●4	●6、注6
	⑤血圧	○	○	○
⑥貧血検査	血色素量	○	●2	●2、●5
	赤血球数	○	●2	●2、●5
⑦肝機能検査	G O T	○	●2	●2、●5
	G P T	○	●2	●2、●5
	γ-G T P	○	●2	●2、●5
⑧血中脂質検査	血清トリグリセライド	○	●2	●2、●5
	H D Lコレステロール	○	●2	●2、●5
	L D Lコレステロール	○	●2	●2、●5
⑨血糖検査 ※いずれか一つを選択実施	空腹時血糖	○	●2	●2、●5
	ヘモグロビンA1c	○	●2	●2、●5
	随時血糖	○注4	●2、注4	●2、●5、注4
⑩尿検査	蛋白	○	○	○
	糖	○	○	○
	⑪心電図検査	○	●2	●2、●5

※「常時使用する短時間労働者」とは

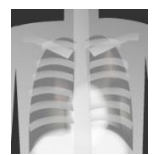
（平成26年7月24日付基発第0724第2号連名通達から抜粋）

上の一覧表にある一般健康診断（雇入れ時及び定期健康診断）は「常時使用する労働者」が対象ですが、以下の①及び②のいずれの要件をも満たす「短時間労働者」も受診の対象となります。

- ① 期間の定めのない労働契約により使用される者であること。
なお、期間の定めのある労働契約により使用される者であって、1年以上使用されることが予定されている者、及び更新により1年以上使用されている者。（なお、特定業務従事者健診〈安衛則第45条の健診〉の対象となる者については、6カ月以上使用されることが予定され、又は更新により6カ月以上使用されている者）
- ② 1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上である者であること。

表中の記号等の意味

- ：必須項目
- 1：20歳以上の者で、医師が必要でないと認めるときは省略可能。
- 2：40歳未満の者（35歳の者を除く。）で、医師が必要でないと認めるときは省略可能。
- 3：40歳未満の者（20歳、25歳、30歳及び35歳の者を除く。）で、次のいずれにも該当しないものは、医師が必要でないと認めるときは省略可能。
 - ① 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている方
 - ② じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている方
- 4：以下のいずれかに該当する者について医師が必要でないと認めるときは、省略可能。
 - ①胸部エックス線検査によって、病変の発見されない者
 - ②胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
 - ③●3により胸部エックス線検査を省略された者
- 5：一回目の定期健康診断において、当該項目について健康診断を受けた者については、医師が必要でないと認めるときは、当該項目の全部又は一部を省略可能。
- 6：以下のいずれかに該当する者について医師が必要でないと認めるときは、省略可能。
 - ①胸部エックス線検査によって、病変の発見されない者
 - ②胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者



注1：「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」（平成30年2月5日基発0205第1号、保発0205第1号）で、喫煙歴及び服薬歴について、問診等で聴取することを協力依頼

注2：●2に加えて、①妊娠中の女性その他のものであって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの、②BMI（BMI＝体重（kg）／身長（m）²が20未満である者、③自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満である者に限る。）は、医師が必要でないと認めるときは省略可能。

注3：45歳未満の者（35歳及び40歳の者を除く。）については、同項の規定にかかわらず、医師が適当と認める聴力の検査（1,000ヘルツ又は4,000ヘルツの音に係る聴力の検査を除く。）をもって代えることができる。なお、医師が適当と認める聴力の検査には音叉による検査等があること。

注4：血糖検査は、ヘモグロビンA1cのみでも可。

ヘモグロビンA1cを測定せずに随時血糖による血糖検査を行う場合は、食直後（食事開始から3.5時間未満）の採血は避けることが必要。また、食事開始時から何時間後に採血したか、健康診断結果として記載することが必要。

注5：前回の健康診断において当該項目について健康診断を受けた者又は45歳未満の者（35歳及び40歳の者を除く。）については、同項の規定にかかわらず、医師が適当と認める聴力の検査（1,000ヘルツ又は4,000ヘルツの音に係る聴力の検査を除く。）をもって代えることができる。

注6：1年以内に1回、定期に行えばよい。

海外派遣労働者の健康診断

前頁表中の「定期健康診断の項目」に加え次の項目について医師が必要であると認める項目について実施する必要があります。

派遣前	① 腹部画像検査
	② 血液中の尿酸の量の検査
	③ B型肝炎ウイルス抗体検査
	④ ABO式及びRh式血液検査
帰国後	① 腹部画像検査
	② 血液中の尿酸の量の検査
	③ B型肝炎ウイルス抗体検査
	④ 糞便塗抹検査

派遣前の健康診断は、定期健康診断等を6月以内に受診している者に対しては、その者が受けた当該健康診断の項目に相当する項目を省略して行うことができます。

参考（特定業務従事者）

給食従事者の検便

事業に付属する食堂又は炊事場における給食の業務に従事する労働者に対し、雇入れの際又は当該業務の配置替えの際に検便による健康診断を実施します。

歯科医師による健康診断

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りん等のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務従事者に対し、雇入れの際又は当該業務の配置替えの際及び当該業務についた後6月以内ごとに1回歯科医師による健康診断を実施します。

定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組の推進について

有所見者に対する保健指導、健康教育等の取組を促進することで、過労死や職業性疾病を予防しましょう

事業者の具体的な取組事項

1. 定期健康診断実施後の措置

健康診断に異常の所見がある方について、医師の意見を勘案し、作業の転換、労働時間の短縮等の就業上の措置を確実に実施しましょう。

2. 定期健康診断の結果働く方への通知

定期健康診断結果を働く方へ確実に通知しましょう。

3. 定期健康診断の結果に基づく保健指導

健康診断の項目に、異常の所見がある方など健康の保持に努める必要がある方について、医師や保健師による栄養改善、運動等の保健指導を行い、働く方自身も保健指導を利用して、その健康の保持に努めましょう。

4. 健康教育・健康相談等

健康診断の項目に、異常の所見がある方をはじめ、働く方に対し、栄養改善、運動等に取り組むよう健康教育、健康相談を行い、働く方自身も健康教育・健康相談等を利用して、健康の保持に努めましょう。

